



空港ターミナルビル (玉川村)



製紙・鍛圧機械製造工場 (本宮市)



写真用薬品製造工場 (広野町)



自動車部品製造工場 (三春町)



医薬品製造工場 (郡山市)



病院 (高機能総合病院) (郡山市)



病院 (地域中核医療機関) (福島市)



病院 (地域中核医療機関) (白河市)

地域総合整備資金貸付制度

ふるさと融資のご案内

地域振興につながるプロジェクトに長期資金を無利子で融資します。



ふるさと融資は

地域振興に資する民間事業活動に、県または市町村が(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て、資金を融資するものです。

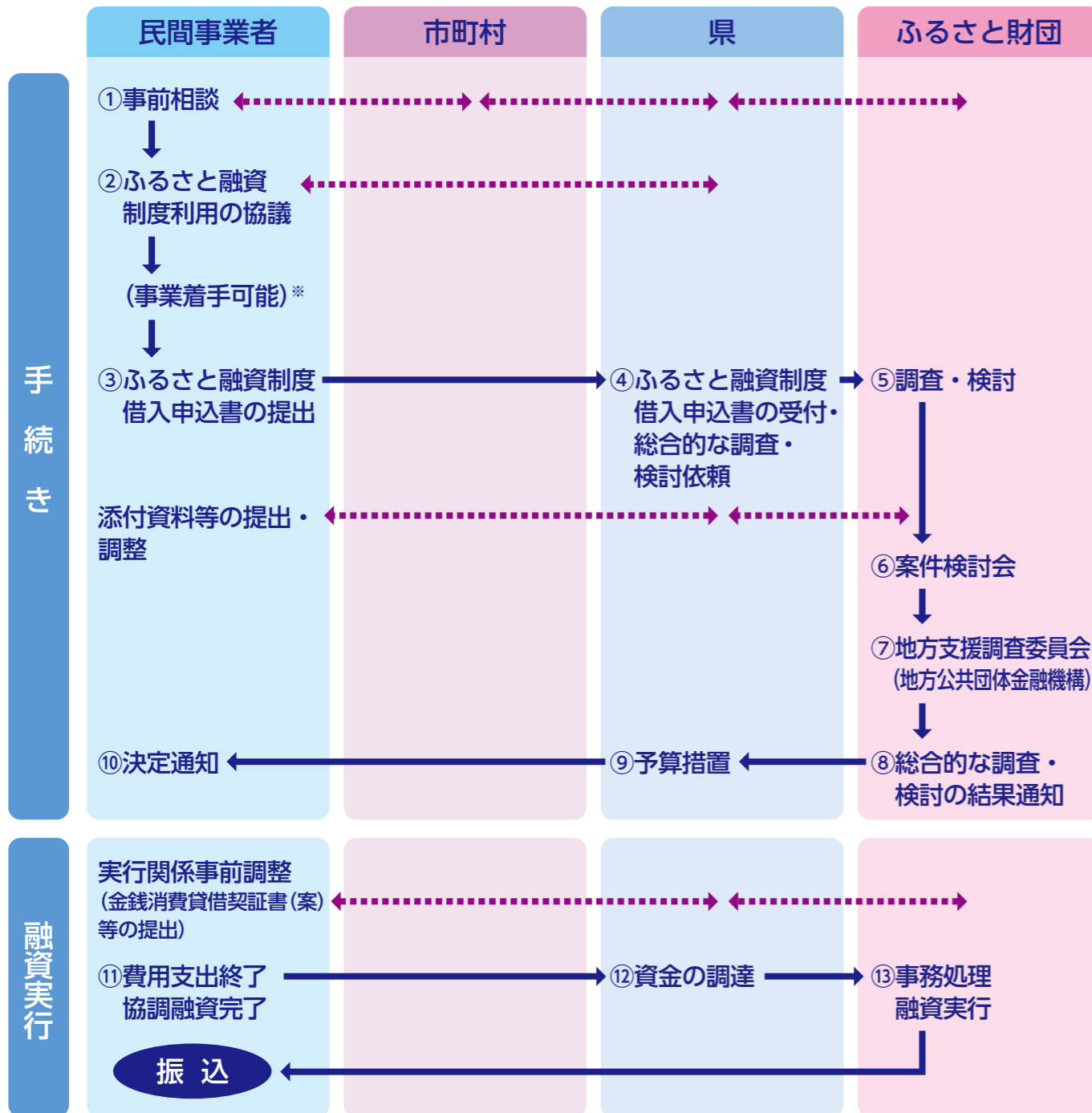
無利子の融資です。

ふるさと融資活用のメリット

- 1 長期かつ低利の資金調達が可能となります。
2 地域振興・活性化に貢献する企業としてイメージアップに繋がります。
3 県または市町村の政策動向の把握などを通じ、民官連携のきっかけとなります。

※(一財)地域総合整備財団では、ふるさと融資を活用し魅力ある地域づくりに特に貢献すると認められる企業を審査・選考の上、「ふるさと企業大賞(総務大臣賞)」として表彰しています。

ふるさと融資の手続き(県案件の場合)



- ※すでに事業着手されている場合は、原則的に貸付対象となりません。
●融資後、毎決算期ごとに、償還状況について報告が必要です。
●償還期間中に融資時の条件の変更を行う場合(借換等)は事前に協議が必要です。

ふるさと融資の問い合わせ・相談窓口

●事業地市町村の企画担当窓口
●福島県 企画調整部 地域政策課
TEL 024-521-7102 FAX 024-521-7912
E-Mail tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/



〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎5階)
●最寄りの県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課

■ 融資対象となる費用

設備の取得等に係る費用

■ 融資対象者

法人の民間事業者
(第3セクターを含む)

■ 融資期間 (償還期間)

15年以内
(うち据置期間5年以内)

■ 融資額

融資対象事業に係る貸付対象費用から補助金を控除した額の35%以内で、県から融資を受ける場合は**42億円**、市町村から融資を受ける場合は**10.5億円**を限度とします。
(地域再生計画認定地域、過疎地域等、東日本大震災被災地域及び定住自立圏、連携中枢都市圏は枠が拡大されます。)

地域区分		通常地域		過疎地域(※3) みなし過疎地域(※4) 特別豪雪地帯(※5)		東日本大震災被災地域(※6) 定住自立圏(※7) 連携中枢都市圏(※8)
		一般地域	地域再生計画認定地域(※1)	一般地域	地域再生計画認定地域(※1)	
融資比率・施設区分等		35%		45%		45%
県から融資を受ける場合	通常施設	42億円	52.5億円	54億円	67.5億円	67.5億円
	複合施設(※2)	63億円	78.7億円	81億円	101.2億円	101.2億円
市町村から融資を受ける場合	通常施設	10.5億円	13.1億円	13.5億円	16.8億円	16.8億円
	複合施設(※2)	15.7億円	19.6億円	20.2億円	25.3億円	25.3億円

(※1) 「地域再生計画認定地域」とは、内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地域です。福島県は、現在、県全域が地域再生計画認定地域となっております。
(※2) 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるもの。(例:「工場と研究施設」「スポーツ施設と研修・宿泊施設」等)
(※3) 「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域です。
(※4) 「みなし過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域です。

■ 償還方法

元金均等半年賦償還
(半年ごとの元金均等返済)

■ 担保

融資額元本及びこれに付帯する一切の債務(遅延利息等)について、**民間金融機関等**(政府系金融機関は含みません)の**連帯保証**が必要です。



■ 融資対象事業 (県・市町村共通の融資対象事業の要件)

県や市町村が地域振興に資すると認める事業で次のいずれの要件をも満たすものであること。
※ふるさと融資のご相談の後に、案件ごとに県等の総合計画、部局別計画等に照らして検討・策定します。

① 新規雇用者増加要件

- ・県から融資を受ける場合 **10人以上**
- ・市町村から融資を受ける場合 **1人以上**

※ただし、再生エネルギー電気(風力、水力、太陽光、地熱、バイオマスを用いて発電した電気)の認定事業者が認定発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は「1人以上」

② 設備投資等総額の要件

- ・用地取得費を除く額が **1,000万円以上**

③ 用地取得等の契約後 **5年以内に営業を開始**すること。

④ 対象事業が、**公益性、適度の事業収益性等の観点から実施**されること。

■ 県の融資対象事業の要件

前記要件を満たす事業で、以下**1と2のいずれにも該当**するもの。

※大部分の業種が該当する余地がありますので、ぜひお問い合わせください。

1. 事業内容の要件

県勢振興に資する事業で、**次のいずれかに該当する事業**であること。

- ㊦ 県が出資する法人(出資比率25%以上)が実施する事業。

- ㊦ 市町村が出資する法人(出資比率25%以上)が実施する事業であって、知事が特に支援を必要と認めるもの。
- ㊧ 高度情報機能、国際交流機能及び交通・流通機能の集積に資する施設等を整備する事業。
- ㊨ 広域的視点に立って計画的、総合的に観光・リゾート施設等を整備する事業。
- ㊩ 本社機能、研究開発機能、学術機能の集積に資する施設等を整備する事業。
- ㊪ 中核的な役割を果たす保健医療、福祉施設等を整備する事業。
- ㊫ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)で指定されている地域で実施される事業で地域振興に資する施設を整備する事業。
- ㊬ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業。
- ㊭ 県の誘致企業が、事業主体が県である工業団地で行う事業であって、知事が特に支援を必要と認めるもの。
- ㊮ その他知事が地域の振興上特に必要と認める事業。

2. 融資額の要件

融資額が**原則として市町村の融資限度額を超える事業**又は県が別に指定する町村で実施される事業。ただし、上記㊦に該当する場合には融資額にかかわらず、また、㊦・㊧・㊨・㊩・㊪に該当する場合には融資額が5.25億円(複合施設の場合は7.85億円)を超える事業。



市町村の融資対象事業の要件については、各市町村にお問い合わせください。